



埼玉県報

第 587 号
令和 7 年(2025 年)
1 月 31 日
金曜日

目 次

条例のあらまし

- 埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例及び埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例のあらまし（水道企画課）

条例

- 埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例及び埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（水道企画課）

規則

- 不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則（土地水政策課）
- 埼玉県県民活動総合センター管理規則の一部を改正する規則（共助社会づくり課）

告示

- 埼玉県土地利用基本計画の変更（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福

祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- さいたま都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 荒川左岸ブロック河川整備計画の変更（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業の換地処分公告（市街地整備課）
- 坂戸都市計画事業若葉駅西口土地区画整理事業の換地処分公告（市街地整備課）
- 北本都市計画下水道事業北本公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例及び埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第一号）（水道企画課）

一 趣旨

建設業法施行令の一部改正を踏まえ、同施行令を引用して条例中の条項を改正するものである。

二 内容

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例及び埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例について、条例中の建設業法施行令第三十四条第一項を第三十七条第一項に改正

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例及び埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第一号

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例及び埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第三十四条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

一 埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（令和六年埼玉県条例第四十三号）のうち埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第四十九号）第二条第一項第六号の次に三号を加える改正規定中同項第八号に係る部分

二 埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例（令和六年埼玉県条例第四十五号）のうち埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第二十六号）第三条第九号の次に一号を加える改正規定及び同条例第四条第四号の次に二号を加える改正規定中同条第六号に係る部分

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第二号

不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則

不動産の鑑定評価に関する法律施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに」を「、」に、「の提出部数は、正本一通及び副本一通とし、」を「並びに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県県民活動総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第三号

埼玉県県民活動総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県県民活動総合センター管理規則（平成二年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）中	
ハ	呼
吟	呼

を	
ハ	呼
吟	呼

ハ	田
に改め、「（申請者署名）」を削る。	

様式第一号（二）を次のように改める。

様式第 1 号（2）（第 2 条関係）

埼玉県県民活動総合センター宿泊施設利用申請書

(宛先) 埼玉県知事 (埼玉県県民活動総合センター指定管理者)							
住 所 〒							
団 体 名 又は氏名						電話	
代表者名						電話	
担当者名						電話	
利 用 目 的							
年 月 日 及 び 曜 日	大人			子供		小学校就学 前の者	計
	障害者	介護者	左記以 外の者	障害者	左記以 外の者		
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
宿泊者数合計	人	人	人	人	人	人	人
宿 泊 料 合 計 ※	円	円	円	円	円	円	円
利 用 区 分 ※	A 目的利用 ・ B 一般利用						
利 用 条 件 ※							
上記のとおり埼玉県県民活動総合センターの宿泊施設の利用を申請します。 年 月 日							

注 1 子供とは、小学生及び中学生をいいます。

2 ※印の項目は、記入しないでください。

3 A 目的利用及び B 一般利用とは、それぞれ埼玉県県民活動総合センター
 条例別表第 3 号備考 1 の表に掲げる A 及び B の利用をいいます。

	「代表者名 ふりがな 担当者名」	⑩	を	「代表者名 担当者名」
様式第一号（三）中				電話

に改める。
―」

	「	
様式第一号（四）中	小 合	計 計
人 田		
人 田		
	を	「
		合 計 計
人 田		に改め、 「（申請者署名）
		―」を削る。

様式第一号（五）を次のように改める。

様式第 1 号（５）（第 2 条関係）

埼玉県県民活動総合センター宿泊施設利用変更申請書

(宛先) 埼玉県知事 (埼玉県県民活動総合センター指定管理者)							
住 所 〒							
団 体 名 又は氏名						電話	
代表者名						電話	
担当者名						電話	
利 用 目 的							
年 月 日 及 び 曜 日	大人			子供		小学校就学 前の者	計
	障害者	介護者	左記以 外の者	障害者	左記以 外の者		
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
宿泊者数合計	人	人	人	人	人	人	人
宿 泊 料 合 計 ※	円	円	円	円	円	円	円
利 用 区 分 ※	A 目的利用 ・ B 一般利用						
利 用 条 件 ※							
上記のとおり埼玉県県民活動総合センターの宿泊施設の利用変更を申請します。 年 月 日							

注 1 子供とは、小学生及び中学生をいいます。

2 ※印の項目は、記入しないでください。

3 A 目的利用及び B 一般利用とは、それぞれ埼玉県県民活動総合センター
条例別表第 3 号備考 1 の表に掲げる A 及び B の利用をいいます。

様式第二号（二）中

ㄱ	ㄴ
ㅁ	ㅂ
ㅅ	ㅇ
ㅈ	ㅊ
ㅋ	ㆁ

을

ㄷ	ㅌ
ㅍ	ㅎ
ㅊ	ㅅ
ㅈ	ㅊ
ㅋ	ㆁ

ㄱ	ㄴ
ㅁ	ㅂ
ㅅ	ㅇ
ㅈ	ㅊ
ㅋ	ㆁ

ㄱ	ㅁ
ㄴ	ㅂ
ㄷ	ㅌ
ㄹ	ㅍ
ㅅ	ㅇ
ㅈ	ㅊ
ㅋ	ㆁ

に改める。

様式第二号（二）を次のように改める。

様式第 2 号（2）（第 2 条関係）

埼玉県県民活動総合センター宿泊施設利用許可書

申請日 年 月 日							
住 所 〒							
団 体 名 又は氏名				様 電話			
代表者名				様 電話			
担当者名				様 電話			
利 用 目 的							
年 月 日 及 び 曜 日	大人			子供		小学校就学 前の者	計
	障害者	介護者	左記以 外の者	障害者	左記以 外の者		
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
宿泊者数合計	人	人	人	人	人	人	人
宿 泊 料 合 計	円	円	円	円	円	円	円
利 用 区 分	A 目的利用 ・ B 一般利用						
利 用 条 件							
上記のとおり埼玉県県民活動総合センターの宿泊施設の利用を許可します。 年 月 日 埼玉県知事 印 (埼玉県県民活動総合センター指定管理者)							
許可番号	号						

「代表者名様」

様式第二号（三）中

「代表者名様」

ふりがな

担当者名

様

電話

担当者名

様

電話

に改める。

—」

「

様式第二号（四）中

「

小合

計

を

合

計

」

に改める。

人

人

人

人

様式第二号（五）を次のように改める。

様式第2号（5）（第2条関係）

埼玉県県民活動総合センター宿泊施設利用変更許可書

申請日 年 月 日							
住 所 〒							
団 体 名 又は氏名				様 電 話			
代表者名				様 電 話			
担当者名				様 電 話			
利 用 目 的							
年 月 日 及 び 曜 日	大人			子供		小学校就学 前の者	計
	障害者	介護者	左記以 外の者	障害者	左記以 外の者		
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
宿泊者数合計	人	人	人	人	人	人	人
宿 泊 料 合 計	円	円	円	円	円	円	円
利 用 区 分	A 目的利用 ・ B 一般利用						
利 用 条 件							
上記のとおり埼玉県県民活動総合センターの宿泊施設の利用変更を許可します。 年 月 日 埼玉県知事 国 (埼玉県県民活動総合センター指定管理者)							
許可番号	号						

様式第四号中「あへ先」を「宛先」に改め、「田」を削る。

様式第五号及び様式第六号中「あへ先」を「宛先」に改め、「田」を削る。

様式第七号中「あへ先」を「宛先」に

計	小
計	合

	人	田	を 「 合
	人	田	

計	人	田	に改め、「(申請者署名)」を削る。
---	---	---	-------------------

附 則

1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県民活動総合センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告示

埼玉県告示第七十号

埼玉県土地利用基本計画を令和七年一月二十四日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県土地利用基本計画（計画図）の地域区分の変更

森林地域								農業地域	変更した地域区分
寄居町	滑川町	毛呂山町	日高市	深谷市	本庄市	飯能市	熊谷市	さいたま市	変更した地域が所在する市町村
縮小								縮小	拡大又は縮小の別
一ヘクタール	二ヘクタール	三ヘクタール	四ヘクタール	三ヘクタール	二ヘクタール	十七ヘクタール	五ヘクタール	七ヘクタール	変更部分の面積

告 示

埼玉県告示第七十一号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証
調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証
調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証
調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証
調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証

告 示

埼玉県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	開 設 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
じゅんファミリー クリニック	医療法人慈栄会	富士見市ふじみ野西一―一七 階―B号室	令和六年十二 月一日
myCLINIC	医療法人つなが り	北本市石戸五―一五八―一	令和六年十二 月一日
北本駅前こころの クリニック	島田 晋太郎	北本市中央二―七八石川ビル 一階	令和六年十二 月一日
新座ほほえみクリ ニック	中井 大介	新座市東北二―二九―一一 石塚ビル三F	令和七年一月 一日
まつもと糖尿病ク リニック	医療法人スカイ ブルー	上尾市柏座二―四―二八 エリア赤熊一階	令和六年十二 月一日
医療法人社団IN C いしばし脳神 経内科クリニック	医療法人社団I NC	深谷市宿根一四三〇―二	令和六年十二 月一日

医療法人社団慶城 会 なすはらクリ ニック	医療法人社団慶 城会	深谷市岡二七五七―三	令和六年十二 月一日
ところざわ日吉町 眼科	医療法人社団喜 一会	所沢市日吉町一八―四 A r a i C L B l d g 2 F、3 F	令和七年一月 一日
瀬戸病院附属所沢 ウイメンズクリニ ックとこたま	医療法人慈桜会	所沢市東住吉一〇―一 コネ クト所沢二階	令和七年一月 一日
医療法人社団千歳 会 キッズクリニ ック草加松原	医療法人社団千 歳会	草加市松原二―一―三 S A I Y U 5 t h V I L L A G E 3 F	令和六年十二 月一日
安達歯科クリニッ ク	安達 泰佑	春日部市栄町二―一六二―二	令和六年十二 月一日
セキ薬局 新松伏 店	株式会社セキ薬 品	北葛飾郡松伏町松伏二四六八	令和七年一月 一日
吉川ゆうき薬局 2号店	株式会社みなむ す	吉川市美南五―三一―一	令和七年一月 一日
サンリツ薬局 吉 川店	株式会社ウー ズ	吉川市上笹塚三―二三―一二	令和六年十二 月一日
セキ薬局 蓮田店	株式会社セキ薬 品	蓮田市馬込一―三九九―四	令和七年一月 一日
ドラッグセイムス 三郷戸ヶ崎3丁目 薬局	株式会社富士薬 品	三郷市戸ヶ崎三―六九九	令和七年一月 一日
スギ薬局 八潮南 川崎店	株式会社スギ薬 局	八潮市南川崎八四〇	令和七年一月 一日

さくら薬局	株式会社サークル	久喜市小右衛門七二二―一	令和七年一月一日
とまと薬局桶川店	有限会社スケガワ	桶川市泉一―一―三	令和七年一月一日
ドラッグセイムス新座南薬局	株式会社富士薬品	新座市馬場一―八―一五	令和七年一月一日
パール薬局新座店	株式会社パール・オネスト	新座市新座一―一四―一	令和六年十二月一日
ファーマライズ薬局 あさか店	株式会社next PH	朝霞市溝沼一三三三―一	令和六年十二月二日
戸田薬局	有限会社戸田薬局	戸田市上戸田四―一〇―四 サクラヴィレッジA―一	令和六年十二月一日
みつば薬局	株式会社みつば薬局	戸田市本町五―一二―三六 エトワール戸田公園二F	令和七年一月一日
やまざき薬局	株式会社モンテファーム	上尾市上町二―一〇―一五―一	令和六年十二月一日
たから薬局 大枝店	有限会社ぱんとりい	春日部市大枝三一四―一	令和六年十二月一日
小江戸薬局	イントロン株式会社	所沢市日吉町一七―八	令和七年一月一日
松葉薬局	株式会社ウィーズ	所沢市松葉町一八―四	令和六年十二月一日

サンワ薬局	株式会社エアリーファーマシー	秩父市道生町二一六	令和六年十二月一日
ひとよし訪問看護ステーション	株式会社IDO MEひとよし訪問看護ステーション	熊谷市玉井五一〇二	令和七年一月一日
社会福祉法人 埼玉慈恵会 じけい社会福祉法人 訪問看護ステーション		熊谷市石原三一二〇八	令和六年十一月一日
Family Nurse 草加	一般社団法人onnenses トブキハイツ二〇三	草加市谷塚町八二八一二二コ	令和六年十二月一日
訪問看護ステーション りあん	合同会社Lian	所沢市北岩岡六二六一五五	令和七年一月一日
キュアステーション イオンモール 北戸田クリニック	医療法人社団DMH	戸田市美女木東一三一一イオンモール北戸田二階	令和七年一月一日
訪問看護ステーションふわり加須	株式会社ビハウス	加須市騎西四一ファストシンメイ元町裏一〇三号	令和七年一月一日
訪問看護リハビリステーション リウスケア 春日部	シリウスケア株式会社	春日部市八丁目五三六一二第七アーベルハイツ二〇一	令和六年八月一日
訪問看護ステーションいつき加須	株式会社ハートヴィレージ	加須市花崎北二一一二二島田貸家一号棟	令和六年十二月一日

二 指定施術機関

氏名		住所		施 術 所	指定年月日
名	姓	名称	所在地		
松田 憲之		松田整骨院	比企郡小川町小川二六四―一	令和六年二月二十五日	
高西 幾靖		美輝整骨院	熊谷市新堀一〇五八―二―一階	令和六年十二月三日	
横山 大悟		リカバリー川口 マッサージ治療室	川口市西青木一―二四―八―二F	令和六年十二月一日	
長島 一貴		フレアス在宅マッサージさいたま中央区施術所一	さいたま市中央区本町東一―九―一七岡田コーポ一〇	令和六年十二月一日	
岩本 賀奈夫		カナオ治療院ふじみ野店（有限会社カナオ）	ふじみ野市上福岡六―八―二九―G号室	令和七年一月一日	
霜出 将太		霜出 将太	坂戸市につさい花みず木二―一八―五will一〇一	令和六年十二月四日	
川井 孝治		学校法人衛生学園 東京衛生学園 専門学校附属はりきゅうマッサージ治療室	東京都大田区大森北四―一―一〇富士ビル三階	令和六年十二月一日	

相田 智行			
Y's future	re株式会社	KEiROW所	沢ステーション
所沢市東所沢和田三―五―月三日			
令和六年十二			

告示

埼玉県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
たんぼぼ歯科医院	所 在 地	一 東松山市高坂八八四―	― 一 東松山市高坂二―一三
すばる薬局 新座店	所 在 地	F 新座市野火止六―三―二九みずほ館一七一	新座市野火止六―三―二九メンション新座一F
オリーブ薬局高坂店	所 在 地	― 二 東松山市高坂一一七一	― 三 東松山市高坂四丁目九
ライム薬局 本丸店	名 称	寺田薬局 本丸店	ライム薬局 本丸店
ライム薬局 持田店	名 称	寺田薬局 持田店	ライム薬局 持田店
ライム薬局 太井店	名 称	寺田薬局 太井店	ライム薬局 太井店
ライム薬局 ぐずわだ店	名 称	ぐずわだ薬局	ライム薬局 ぐずわだ店

菊池 茜		氏 名
施 術 所		変 更 事 項
所 在 地	名 称	
東京都練馬区田柄五 ―二七―八―B 1	院 ころ練馬 鍼灸治療	変 更 前
一 三〇一	オーロラ治療院和光店	変 更 後

二 指定施術機関

訪問看護ステーションく れは	大信薬局狭山市駅前 店	南山堂薬局上福岡 店	ライム薬局 本庄 店	ライム薬局 東松 山店	ライム薬局 吹上 南店	ライム薬局 鴻巣 東店
名	名	名	名	名	名	名
称	称	称	称	称	称	称
アイリス訪問看護リハ ビリステーション	狭山駅前薬局	たから薬局 上福岡店	あい薬局	寺田薬局 東松山店	寺田薬局 吹上南店	寺田薬局 鴻巣東店
れは	大信薬局狭山市駅前店	南山堂薬局上福岡店	ライム薬局 本庄店	ライム薬局 東松山店	ライム薬局 吹上南店	ライム薬局 鴻巣東店

根岸 隆行	施術所	所在地	比企郡ときがわ町玉川 三二四―一	坂戸市千代田三―七 ―一二上村マンション A棟二〇五号
----------	-----	-----	---------------------	-----------------------------------

告 示

埼玉県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	所 在 地	廃止年月日
いしばし脳神経内科 クリニック	深谷市宿根一四三〇―二	令和六年十一月三十日
なすはらクリニック	深谷市岡二七五七―三	令和六年十一月三十日
まつもと糖尿病クリニック	上尾市柏座二―四―二八エリア赤熊一F	令和六年十一月三十日
草加谷塚クリニック	草加市谷塚上町五七四―三	令和六年十一月三十日
医療法人 幸啓会 北本心ノ診療所	北本市中央二―七八石川ビル一階	令和六年十一月三十日
m y C L I N I C	北本市石戸五―一五八―一	令和六年十一月三十日
じゅんファミリーク クリニック	富士見市ふじみ野西一―一七―三八ピ ネスふじみ野一F―B	令和六年十一月三十日

やべ歯科クリニック	東松山市毛塚七八七―五	令和六年八月七日
安達歯科クリニック	春日部市栄町一―三二九	令和六年十一月三十日
関根歯科医院	八潮市大曾根四九二―二	令和六年十二月一日
ホワイト歯科医院	入間市久保稻荷一―二四―五	令和六年十月十五日
きたはら歯科医院	草加市谷塚町一三六三―一リレント谷塚一F	令和六年十二月十日
サンワ薬局	秩父市道生町二―六	令和六年十一月三十日
にしだ薬局	所沢市北中三―四一―一〇	令和六年九月十五日
有限会社 松葉薬局	所沢市松葉町一八―四	令和六年十一月三十日
たから薬局 大枝店	春日部市大枝三一四―一	令和六年十一月三十日
株式会社 キク薬局 尾山台支店	上尾市瓦葺二七一六尾山台団地四―五 ―一〇四	令和六年十一月三十日
やまざき薬局	上尾市上町二―一三―七	令和六年十一月三十日

戸田薬局	戸田市上戸田五―二―六本橋ハイツ一〇三	令和六年十二月一日
あけぼの薬局 北本店	北本市東間二―八四	令和六年十一月三十日
なぎさ薬局 あさか店	朝霞市溝沼一三三三―一	令和六年十二月一日
サンリツ薬局 吉川店	吉川市上笹塚三―二三一―二	令和六年十一月三十日
パル薬局新座店	新座市新座一―一三一―二	令和六年十一月三十日
訪問看護ふくしのまち上尾	上尾市壺丁目北一〇―三	令和六年十二月三十一日
たんぽぽ訪問看護ステーション	ふじみ野市亀久保一七一五―四	令和七年一月三十一日
Family Nurse 草加	草加市谷塚町八二八―二ニコトブキハイツ二〇三	令和六年十一月三十日

二 指定施術機関

氏 名	住所	施 術 所		廃止年月日
		名 称	所 在 地	
松田 昌憲		松田整骨院	比企郡小川町小川二六四―一	令和六年二月二十四日

告 示

埼玉県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
たんぽぽ歯科医院	東松山市高坂二―一三―一	令和七年一月三十一日

告 示

埼玉県告示第七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人 吉岡クリニック	所沢市花園二―二三五一―一八	令和六年九月一日
おとどけ薬局	和光市諏訪四―五	令和六年十二月一日
S O M P O ケア 新座 訪問看護	新座市野火止六―六一二	令和六年十二月三十一日

告 示

埼玉県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

名称	所在地	開設者名		サービスの種類	指定年月日
アップル薬局 三郷店	三郷市上口一 ―二―四	株式会社アップルケアネッ ト		居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和六年九月一 日
黒沢薬局 滝馬 室店	鴻巣市滝馬室 九八五―一一	株式会社黒沢 薬局	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和六年十二月 一日	
ケアパートナー 雅	秩父市小柱六 七八	特定非営利活 動法人みやび	居宅介護支援	令和五年十二月 一日	
ひつじ堂薬局	戸田市本町三 ―九―一六	株式会社羊堂	介護予防居宅 療養管理指導	平成二十五年十 月一日	

告 示

埼玉県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
坂戸市中央第二地域包括支援センター	坂戸市緑町一―一五三上ビル一階	介護予防支援	令和六年十月三十一日
株式会社サイサン医療ガス部	北足立郡伊奈町小室一〇三六〇	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	令和六年十二月三十一日
たんぽぽ訪問介護ステーション	ふじみ野市亀久保一七一五―四	訪問介護	令和七年一月三十一日

ニチイケアセンタ ー鶴瀬				グループホームみ んなの家・上福岡		パル薬局新座店		安達歯科クリニッ ク		たんぼ訪問看護 ステーション		訪問介護事業所 はまゆう													
富士見市鶴馬一 ー二六ー七				ふじみ野市上福 岡五ー五ー四		新座市新座一ー 一三ー二		春日部市栄町一 ー三二九		ふじみ野市亀久 保一七一五ー四		ふじみ野市駒西 三ー八ー二九													
特定介護予防福 祉用具販売		介護予防福祉用 具貸与		特定福祉用具販 売		福祉用具貸与		介護予防認知症 対応型共同生活 介護		認知症対応型共 同生活介護		介護予防居宅療 養管理指導		居宅療養管理指 導		介護予防居宅療 養管理指導		居宅療養管理指 導		介護予防訪問看 護		訪問看護		訪問介護	
令和七年一月一日				令和六年十月三十 一日		令和六年十一月三 十日		令和六年十一月三 十日		令和七年一月三十 一日		令和六年十二月一 日													

告 示

埼玉県告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・三・十一号産業道路及び三・四・十九号元町三室線

三 事業施行期間

令和七年一月三十一日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市浦和区駒場一丁目及び二丁目、領家一丁目及び三丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第八十号

荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画を令和七年一月十五日に変更したので、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第六項の規定により、公表する。

なお、当該河川整備計画を、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県さいたま県土整備事務所、埼玉県北本県土整備事務所、埼玉県総合治水事務所において縦覧に供する。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第八十一号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二二―三五―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県狭山市入間川二丁目二千三百三十一番一、二千三百四十三番一、同番二、同番三、同番四、同番十二、二千三百五十四番一

三 雨水流抑制施設の容量

容量 二百九十一・五六立方メートル

告 示

埼玉県告示第八十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により鶴ヶ島市から坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第八十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により鶴ヶ島市から坂戸都市計画事業若葉駅西口土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千四十五号で告示した北本都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

北本市

二 都市計画事業の種類及び名称

北本都市計画下水道事業北本公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年八月二十日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県教委告示第二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和七年一月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和七年二月六日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会令和七年二月定例会提出予定案件について

ロ その他